第五百二十二号

令和六年

曜

山梨県告示第二百六十五号

十二月 日

月

目 次

告

示

○令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度………四五六

#### 示

#### 告

山梨県告示第二百六十四号

る。 設事務所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供す 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

道路の種類 一般国道

路線名 百四十号

三 道路の区域

まで	甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先	から	甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先	区間
新			旧	の 旧別 新
一〇・七~		四三・一	一〇・七~	敷地の幅員
四 〇 · 八			四〇・八	延長

Щ

梨 県

公

報

第五百二十二号

令和六年十二月二日

# $\exists$

る。 設事務所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供す 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建 次のとおり道

令和六年十二月二日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

· 四 五 五

路線名 甲府精進湖線 道路の種類 県道

三 道路の区域

·四五六

一 一 九	一 五 一 八 五 · 八	新	で、「「「「「「「「「「「」」」」が、「「」」が、「「」」が、「」」が、「」」が
	三四		甲等方を含り字喬昜蜀川云学是方效也もよら
一一・九	一五、八~	旧	甲府市落合町字橋場濁川左岸堤防敷地先か
(メートル)延長	(メートル)	の 旧別 新	区間

# 山梨県告示第二百六十六号

る。 所身延支所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供す 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

道路の種類

路線名 南アルプス公園線

道路の区域

四五五

 六 〇 九	四・  〜	新	で、「百里暦君与川田 『在信号4月一 ノ君区 男学で	
 六〇・九	二四・二~	旧	互摩郡早川町高住字切川二巨摩郡早川町高住字切川二	
 (メートル)	敷地の幅員	の旧別新	区間	

#### 公 告

おり公表する。 令和六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、 令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

甲府地区水源かん養保安林 田府地区水源かん養保安林 留吹川水源かん養保安林 留吹川土砂流出防備保安林 留吹川土砂流出防備保安林 解沢地区水源かん養保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 メンシー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シ	同一の単位とされる保安に
一、五九五・五五へクタール 一、二九五・五五へクタール 一、一〇二・七三へクタール 一、六八四・二五へクタール 一、六八四・二五へクタール 八・九〇へクタール 一・五六・八〇へクタール	林皆伐面積の限度

相模川上流水源かん養保安林 相模川中流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 多摩川上流土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林

一、〇七二・二九ヘクタール 七二四・二六ヘクタール 一四一・六七ヘクタール 一六・六一ヘクタール 五九・六七ヘクタール 一八・七二へクタール

### 国土調査の成果の認証

相模川上流土砂流出防備保安林

り国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和六年十二月二日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

調査を行った時期 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで 調査を行った者の名称 甲府市

 $\equiv$ 成果の名称 地籍図及び地籍簿

几 Ŧi. 調査を行った地域 甲府市平瀬町及び下帯那町の各一部

認証年月日 令和六年十一月二十六日

## 国土調査の成果の認証

ŋ 国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

次のとお

令和六年十二月二日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

調査を行った者の名称 甲斐市

調査を行った時期 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで

五四三二一 成果の名称 地籍図及び地籍簿

調査を行った地域 甲斐市吉沢の一部

認証年月日 令和六年十一月二十六日

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号